大阪府教育委員会

平成２７年２月２０日

**懲戒処分等を受けた教職員の昇給及び勤勉手当の見直しについて**

**１　見直し理由**

　　懲戒処分等を受けた職員の昇給及び勤勉手当の成績率の取扱いについて、任命権者間の均衡を図る観点から見直しを行う。

　　なお、知事部局においては、平成27年度以降の人事評価結果の給与反映について、条例に定める相対評価制度の趣旨をより一層踏まえたものとするとともに、懲戒処分等を受けた職員について、国制度を考慮し、昇給及び勤勉手当への反映方法を見直すこととしている。

**２　見直し内容**

別紙１、別紙２のとおり

**３　実施時期**

1. **昇給**

平成２８年４月１日（平成２９年１月１日昇給から適用）

1. **勤勉手当**

平成２８年４月１日（平成２８年６月期から適用）

１－２